

## ○倉敷市住宅宿泊事業法施行条例

平成30年3月23日  
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるところによるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「倉敷市美観地区」とは、景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項の規定に基づき、都市計画に定める景観地区をいう。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域等)

第3条 法第18条の規定により、倉敷市美観地区における住宅宿泊事業(以下「事業」という。)の実施は、当分の間、年間を通じてこれを制限する。

2 事業を営もうとする住宅の敷地の一部が、倉敷市美観地区に含まれる場合は、当該敷地の全部について、前項の規定を適用する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。